

2024年11月28日

株式会社Omi ai
代表取締役 今井 良樹 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人
代表理事

消費者機構日本
佐々木 幸孝



要請書

当機構からの2024年9月30日付の「問い合わせ」につきまして貴社から2024年10月18日付けの「ご連絡」を受領いたしました。ご回答いただきありがとうございますございました。

貴社のご回答より、2024年10月1日付けで利用規約が改定されたこと、その中で、返金規定が従前とほぼ同様の水準に改定されたことを確認いたしました。

もともと、改定前の利用規約（2023年10月10日改定版）では、中途解約時の未利用分の料金は、原則、不返還の扱いとされていたことから、同利用規約が適用される期間内に中途解約をした利用者については、現状、返金対応がなされていないものと推察されます。

つきましては、改定前の利用規約が適用される期間内に中途解約をした利用者についても、現行の利用規約にしたがった返金を自主的に行っていただきたく、要請いたします。

併せて、上記期間内に中途解約をした利用者のうち返金対象となる利用者の人数と、それら利用者に返金すべき金額の合計額、返金計画についてもお報告ください。

本書面に対する貴社の文書による回答を2025年1月10日（金）までに当機構にお寄せください。（回答書には、本件に関する貴社の担当窓口、担当者名、住所、電話番号、E-Mail アドレスをご記載ください。）